



板橋区

障がい福祉計画（第5期）

障がい児福祉計画（第1期）

中間のまとめ概要版



板橋区

1

計画の策定にあたって

策定の趣旨

「板橋区障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度をもって終了することから、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」を策定します。また、児童福祉法の改正により、区市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に「板橋区障がい児福祉計画（第1期）」を新たに策定します。

計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画であり、地域保健福祉計画に包含されている「障がい者計画」を具現化する計画にあたります。新たに策定する「障がい児福祉計画」は、切れ目のない支援を具現化する視点から、「障がい福祉計画」と一体のものとして作成します。地域保健福祉計画の他の分野と「障がい福祉計画」も密接なかかわりを有していることから、整合・連携を図るとともに、区の他の個別計画とも、調和を図ります。

計画の期間

障がい福祉計画等は、3年を1期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、「障がい福祉計画（第5期）」と「障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間を平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

計画の対象

発達障がい等、支援を必要としながら、必ずしも障がい者手帳の対象とならない人も増えてきています。本計画では、障がい者手帳の所持に限らず、障がい者支援を必要とする方を対象とします。

2

板橋区の障がい者の現状とふりかえり

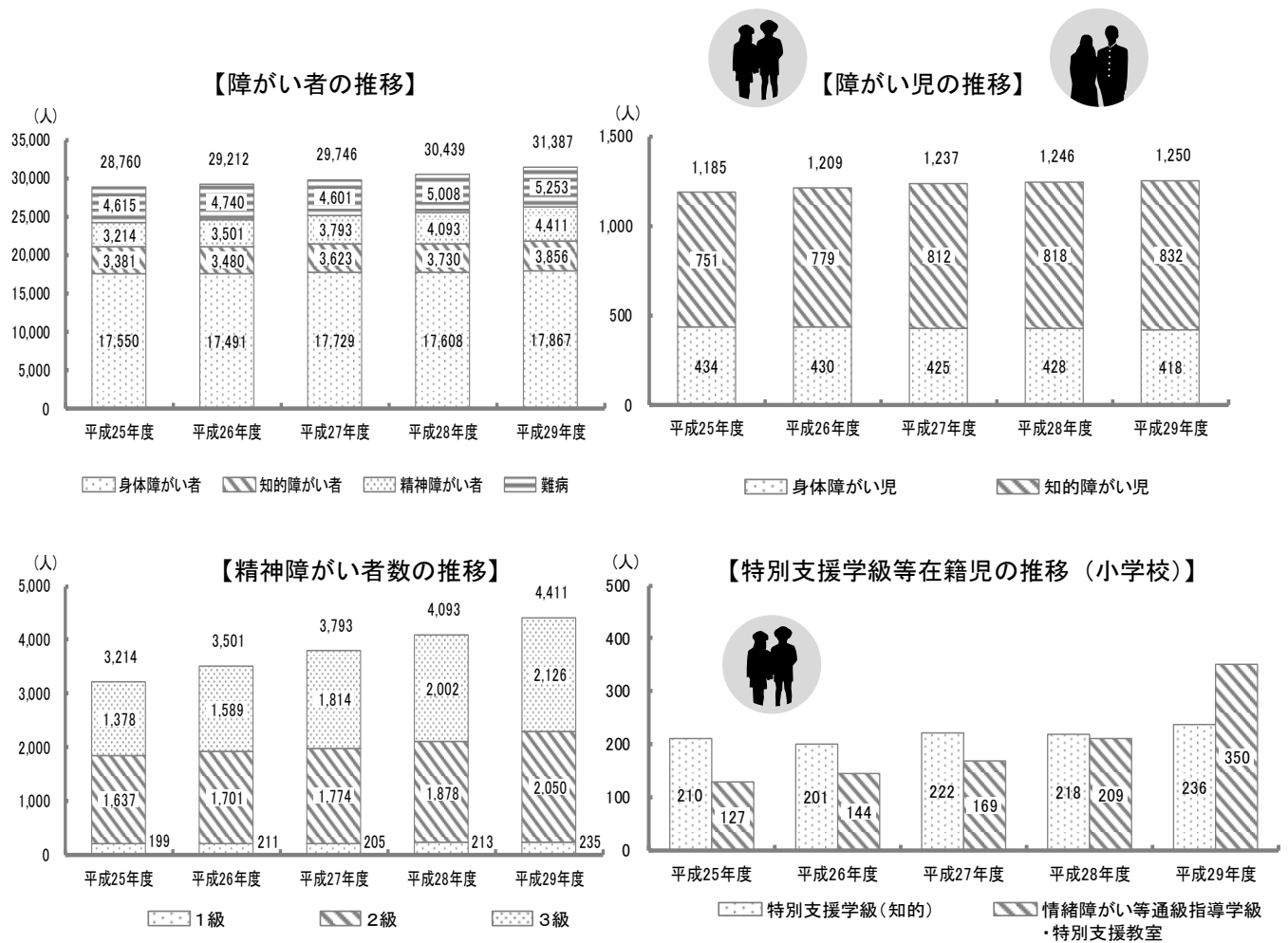
障がい者数の推移と傾向

障がい者は増加傾向で、手帳所持者と難病認定者をあわせて、平成29年度では31,387人となっています。

手帳を所持する障がい児も増加傾向で、平成29年度では1,250人となっています。身体障がい児は微減傾向にありますが、知的障がい児は増加しています。

制度の変遷

近年、障がい者福祉に関わる法令等の改正が多く見られます。障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。



サービスの利用状況

障がい福祉サービスの実施状況は、施設入所支援や生活介護が減少・横ばいで、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）で利用人数が増加しています。

障がい児向けサービスの実施状況は、児童発達支援、放課後等デイサービスで利用人数が増加しています。

【障がい福祉サービスの実施状況】

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	時間分	11,708	12,419	106.1%	13,521	11,843	87.6%	14,153	13,201	93.3%
		人/月	656	776	118.3%	814	784	96.3%	852	855	100.4%
	重度訪問介護	時間分	13,667	15,070	110.3%	15,608	15,958	102.2%	15,931	16,455	103.3%
		人/月	38	52	136.8%	56	54	96.4%	62	54	87.1%
	同行援護	時間分	3,651	3,882	106.3%	3,937	3,953	100.4%	3,980	4,186	105.2%
		人/月	200	140	70.0%	148	145	98.0%	152	152	100.0%
行動援護	時間分	155	113	72.9%	155	0	0.0%	155	7	4.5%	
	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—	

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	15,926	16,575	104.1%	17,879	16,584	92.8%	18,355	16,633	90.6%
		人/月	787	860	109.3%	903	858	95.0%	927	860	92.8%
	自立訓練(機能訓練)	人日分	73	110	150.7%	120	122	101.7%	125	59	47.2%
		人/月	8	7	87.5%	6	7	116.7%	7	4	57.1%
	自立訓練(生活訓練)	人日分	999	1,167	116.8%	1,241	1,137	91.6%	1,279	1,456	113.8%
		人/月	36	51	141.7%	53	46	86.8%	57	54	94.7%
	就労移行支援	人日分	1,472	1,768	120.1%	1,873	2,000	106.8%	1,895	2,280	120.3%
		人/月	110	105	95.5%	113	122	108.0%	115	148	128.7%
	就労継続支援(A型)	人日分	747	675	90.4%	743	809	108.9%	762	1,014	133.1%
		人/月	41	38	92.7%	44	45	102.3%	45	56	124.4%
就労継続支援(B型)	人日分	10,937	11,563	105.7%	12,610	11,618	92.1%	12,887	11,949	92.7%	
	人/月	696	706	101.4%	730	707	96.8%	746	735	98.5%	
療養介護	人/月	53	51	96.2%	51	51	100.0%	51	56	109.8%	
短期入所	人日分	652	747	114.6%	815	853	104.7%	864	1,053	121.9%	
	人/月	76	94	123.7%	97	99	102.1%	104	111	106.7%	
共同生活援助(グループホーム)	人/月	58	247	425.9%	260	264	101.5%	277	305	110.1%	
施設入所支援	人/月	421	428	101.7%	420	400	95.2%	415	398	95.9%	
地域移行支援	人/月	—	1	—	3	1	33.3%	5	3	60.0%	
計画相談支援	人/月	—	110	—	260	185	71.2%	330	286	86.7%	

【障がい児向けサービスの実施状況】

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人/月	—	106	—	173	146	84.4%	200	213	106.5%
医療型児童発達支援	人/月	—	2	—	5	5	100.0%	5	11	220.0%
放課後等デイサービス	人/月	—	282	—	387	355	91.7%	425	417	98.1%
障害児相談支援	人/月	—	8	—	55	20	36.4%	70	58	82.9%
保育所等訪問支援	人/月	—	0	—	—	0	—	—	0	—

【児童発達支援・放課後等デイサービスの実施状況 平成 29 年 6 月支給決定】

	単位	支給決定全体	幼稚園利用幼児 <内数>	保育園利用幼児 <内数>
児童発達支援	人	237	85	66
	単位	支給決定全体	特別支援学校・特別支援学級(知的) <内数>	情緒障がい等通級指導学級・通常の学級 <内数>
放課後等デイサービス	人	422	379	35

【障がい福祉サービス費の推移】

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい福祉サービス費	百万円	7,495	8,649	9,217

※ここでの障がい福祉サービス費は、障がい児向けサービス費も含む(端数処理あり)

【地域生活支援事業の実施状況（必須事業）】

サービス名	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	
理解促進研修・啓発事業				
福祉体験学習・区民交流会・研修会	6,039 人	5,086 人	5,422 人	
成年後見制度利用支援事業				
利用支援・費用助成	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業				
手話相談員設置事業	4 人	6 人	6 人	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	3,046 人	3,046 人	3,375 人	
公文書点字化サービス	実施	実施	実施	
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	39 件	20 件	32 件	
自立生活支援用具	143 件	118 件	100 件	
在宅療養等支援用具	72 件	63 件	69 件	
情報・意思疎通支援用具	131 件	130 件	134 件	
排泄管理支援用具	8,177 件	9,595 件	8,394 件	
居宅生活動作補助用具	14 件	12 件	14 件	
手話奉仕員養成研修事業				
手話講習会	160 人	158 人	178 人	
移動等支援事業				
実施箇所	250 箇所	272 箇所	285 箇所	
年間利用見込者数	8,364 人	9,429 人	9,847 人	
年間延利用時間数	90,113 時間	99,413 時間	102,846 時間	
地域活動支援センター機能強化事業				
Ⅰ型	実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用者数	289 人	280 人	283 人
Ⅱ型	実施箇所	5 箇所	5 箇所	4 箇所
	実利用者数	155 人	148 人	136 人
Ⅲ型	実施箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用者数	0 人	0 人	0 人

【地域生活支援事業の実施状況（任意事業）】

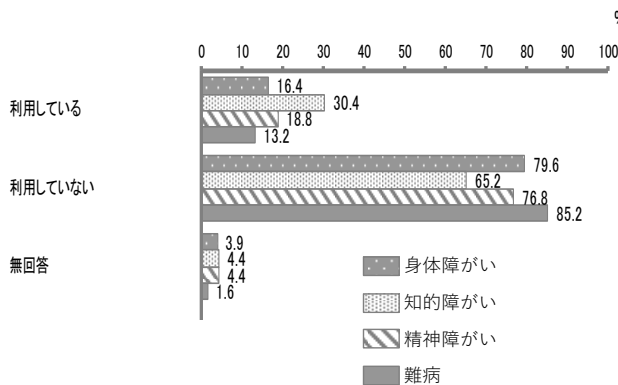
サービス名	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績
日常生活支援			
日中一時支援	1,449 日	1,502 日	2,567 日
訪問入浴サービス	1,297 回	1,318 回	1,403 回
社会参加促進事業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
文化芸術活動振興	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施
権利擁護支援			
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施
就業・就労支援			
更生訓練費支給	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施

アンケート概況

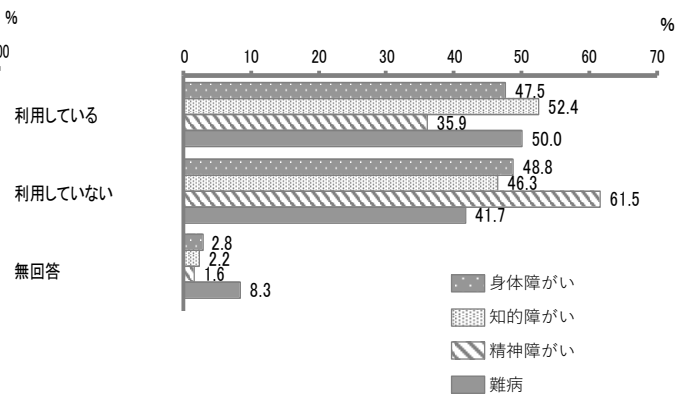
本計画策定のため、障がい当事者を中心に区民アンケートを実施しました。主な結果は以下の通りです。

- ① 現在、障がい福祉サービスの利用者は、どの障がいでも概ね3割以下です。常に介助が必要な状態でも、概ね半数の人は、サービスを使っていない潜在的な対象者になります。将来的には、障がい福祉サービスの利用者数は拡大すると見込まれます。

障がい福祉サービス利用状況（全体）

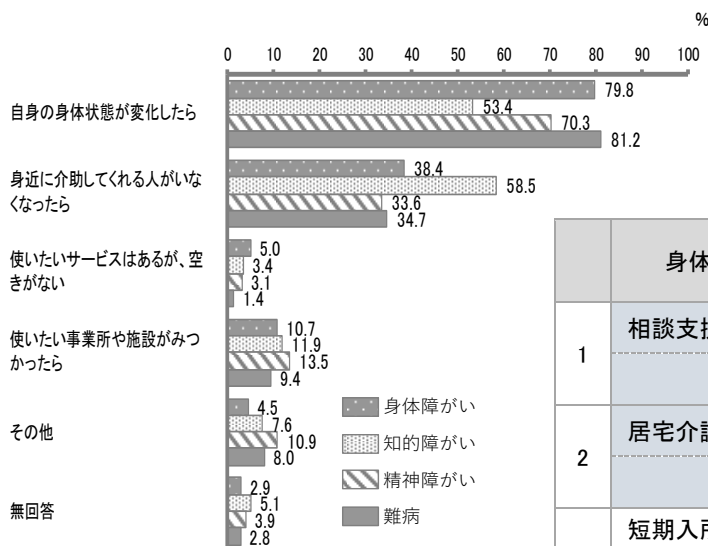


障がい福祉サービス利用状況（常に介助が必要な人）



- ② 現在、障がい福祉サービスを利用していない障がい者でも、身体状態の変化や身近に介助してくれる人がいなくなったら、自宅生活の維持や地域での自立生活等のニーズに応じて、障がい福祉サービスを使いたいと考えています。また、相談支援を望む声が上位を占めます。

障がい福祉サービスが必要な状況



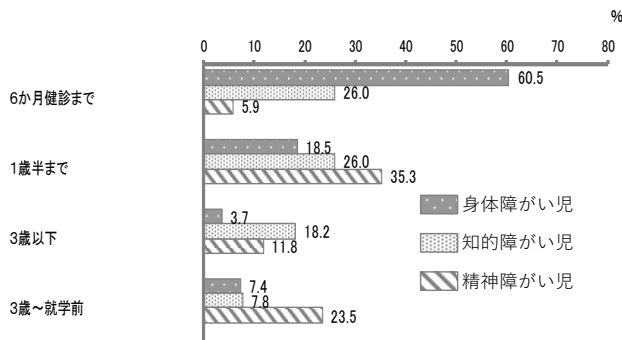
【使いたいサービス上位5回答】（単位：％）

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1	相談支援	短期入所	相談支援
	20.4	27.6	30.9
2	居宅介護	共同生活援助	就労継続支援
	12.5	26.5	16.1
3	短期入所	施設入所支援	居宅介護
	11.8	24.9	16.1
4	生活介護	就労継続支援	自立訓練
	8.9	23.2	11.7
5	自立訓練	相談支援	生活介護
	8.9	23.2	11.4

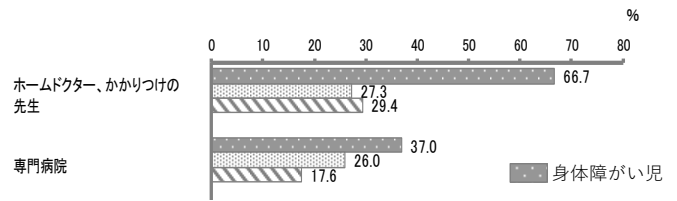
③ 保護者が子どもの障がいについて気になり始める時期ですが、身体障がいでは乳児期、知的障がい・精神障がいでは、就学前までが多くなっています。また、気になった保護者の相談は、医療機関がもっとも多くなっています。



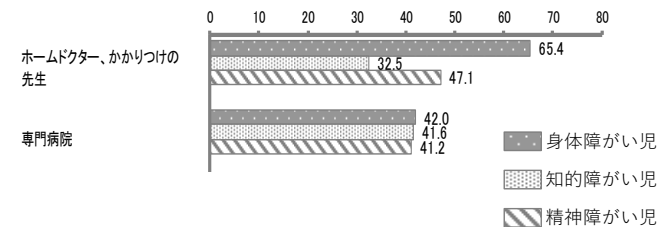
子どもの発達等について気になり始める時期



子どもの発達等の最初の相談先



現在の主な相談先



④ 障がいのある・なしに関わらず、区民が共通して区に望む障がい者施策は、就労支援と教育の充実です。

【対象別上位5回答】

(単位：%)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病患者	一般
1	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 42.4	利用できる施設を増やすこと 47.5	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること 43.0	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること 42.4	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること 56.7
2	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること 42.1	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること 43.1	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること 40.9	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること 42.4	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること 53.7
3	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること 38.2	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること 39.8	相談体制を充実させること 37.6	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること 36.8	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 45.3
4	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること 35.5	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 38.7	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること 37.6	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること 34.0	相談体制を充実させること 38.3
5	利用できる施設を増やすこと 35.5	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること 33.1	利用できる施設を増やすこと 35.9	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 32.8	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること 36.8

3

計画の基本目標と重点施策

国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

板橋区の基本目標

上位計画である地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、本計画で目指すべき基本目標を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」とし、この基本目標を区民・事業者と行政とで共有するものとします。

板橋区の重点施策

板橋区の現状と主要課題や国の施策の方向などを踏まえ、めざすべき基本目標である「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」に向けて、今後の新たな重点施策を設定します。

(1) 障がい児の成長を支える体制の整備

① 主に幼児期の施策

ア 早期発見と情報の共有を通じた早期支援



知的障がいや発達障がい等では、主に幼児期に、行動の特徴等から配慮が必要と把握されることが多くなっています。家庭をとりまく支援機関等が気づきやすいことも多く医師会等関係機関と連携し、健康診断や保育園・幼稚園等での早期発見、保護者との情報共有を通じ、早期支援に取り組みます。

また、平成33年度（2021年度）の開設を目指す児童相談所の設置を見据え、児童と保護者にとって利用しやすい障がい児支援体制の検討を進めます。

イ 相談機関、療育機関の充実

発達の遅れやつまずき、発達が「気になる」子どもについて、専門相談や療育へのニーズが高まる一方、相談機関と療育機関では、待機期間の長期化が問題となっています。両サービスに対する一層の参入促進、人材確保、医

療機関との連携等に取り組むとともに、区立福祉園の療育機能の拡充を検討します。

ウ 療育と幼児教育、保育との連携

療育を受けている児童の半数以上は、保育園や幼稚園にも通園しており、なかでも幼稚園に通う児童が多くなっています。幼稚園や保育園への支援、療育と保育・教育との連携を通して、多くの障がい児が幼稚園や保育園に通園できる環境を整備します。

エ 重症心身障がい、医療的ケア児への対応

手帳を持つ身体障がい児は、比較的重度の子が多く、知的障がい等との重複障がいも多くなっており、重症心身障がい児の療育の体制整備に取り組みます。また、医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）を支援するための会議体を設置し、在宅レスパイトのための訪問看護事業等の検討を進めます。

② 主に学齢期の施策



ア 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象の児童生徒への取り組み

特に通級指導学級は、教員が巡回して指導する制度に変更され、利用児童数が大幅に増加しましたが、国や都の調査では、特別な支援を必要とする児童は、依然として通常の学級に多く在籍するとされています。

そこで、区は、特別支援教室の巡回指導を中学校でも順次展開します。また、学齢期を対象とする放課後等デイサービスの利用者には、情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室で指導を受ける児童生徒が少ないことから、通級指導学級等での指導が必要な発達障がい等の児童生徒に対する専門的な療育体制について、必要性やあり方を検討します。

イ ソーシャルインクルージョンの取り組み

放課後等デイサービスは、児童生徒の療育を目的に実施されますが、ソーシャルインクルージョンの視点から、放課後等デイサービスの望ましい活用について、特にあいキッズとの連携についても検討します。

ウ 放課後等デイサービスの質の改善

学齢期を対象とする放課後等デイサービスは、年齢層においても、障がい特性においても、多様な利用者を受け入れています。一方、多くの民間事業所が

参入するサービスでもあることから、質の差異が著しいため、放課後等デイサービスの質の改善について、区として取り組みます。

エ 不登校児対策としての療育機関との連携

発達障がい等の児童生徒を周囲が理解せず、虐待・不適切な養育、自己肯定感の低い状態が続くと、学習困難や引きこもり・不登校等を起こすことがあります。発達につまずきのある児童生徒に対し、必要に応じて療育機関との連携を図ります。

③ 主に就職期の施策

就職のつまずきと障がい者就労支援機関の活用



特別支援学校等を卒業する生徒は、その能力と意欲に応じて、一般就労や福祉的就労（就労継続支援）、生活介護等の道を選びます。障害者雇用促進法により、障がい者の一般就労が増加する一方で、知能に特段の支障がなく、大学等に通学する学生の中には、対人関係の困難さから、就職活動でつまずき、発達障がいに気づくケースもあります。区は、地域の大学や若者支援・就職支援の機関、障がい者就労支援機関を連携して対応します。

(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援

① 地域での社会参加の促進

障がいのあるなしに関わらず区民がともに参画する機会が地域ではまだ少なく、ソーシャル・インクルージョンの視点から、同じ場所でともに行動する機会を確保し、相互理解を促進します。また、教育機会の確保にも努めていきます。

② 長期就労の支援

障がい者の一般就労は、生活環境を大きく変化させるため、特に就労の初期には、配慮や支援が必要です。また、求められる職務に対応できる十分な訓練を行わないと、早期離職を招きがちになります。一人でも多く一般就労できる支援はもとより、一人ひとりが長期就労できる支援をより重視します。

(3) 地域における自立支援の仕組みづくり

① 当事者が地域で暮らし続けられる仕組み

障がい者自身の加齢に伴う障がいの重度化やその家族の高齢化を踏まえ、生活の場の確保、緊急時の受入対応体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの円滑な連携等、地域の体制づくりを行いません。

② 精神病床の長期入院患者を地域へ

精神病床から長期入院患者を退院させ、グループホーム等を経て地域生活への移行を支援するため、患者一人ひとりの容態を踏まえつつ、精神科病院や支援事業者、行政や関係機関との連携による包括的な体制を構築します。

(4) 障がいの特性に応じた支援

大人の発達障がいについては、発達障がい支援センターを設置し、発達障がいの相談に広く対応します。難病患者等については障がい福祉サービスの周知を図るとともに、高次脳機能障がいについては地域自立支援協議会での部会を通じてニーズの把握に努め、対応を検討していきます。

(5) 障がい者の権利擁護

地域自立支援協議会権利擁護部会による検討、合理的配慮に関する事例の共有、虐待の防止や早期発見、権利擁護いたばしサポートセンターを中心とした成年後見制度の積極的な利用促進等、障がいのある人への配慮が広く地域で実践されるよう普及啓発を進めます。

各重点目標達成の取り組みについて、国から示された計画目標をまとめると、以下のようになります。

【表 本計画における計画目標一覧】

	基本指針に定める項目	目標
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	2か所以上
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	36名以上
	平成32年度末の施設入所者数	8名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	設置
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	78名以上
	就労移行支援事業の利用者数	197名以上
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	90%以上

4 サービスの必要見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス、 地域生活支援事業等

利用実績及び利用者数や当事者のニーズ等をもとに、サービス見込量を設定します。

利用者の意向及びサービス提供事業者の動向等に注視しながら、見込量の確保を図ります。

ライフステージに対応し たサービス提供体制

障がいの種類や個々人の生活環境等状況に応じたきめ細かな支援に努めるとともに、ライフステージに応じて、関係機関との連携を図り、障がい者の生涯に寄り添う支援を行っていきます。

5 計画の円滑な推進のために

障がい福祉を含めた 地域全体での取り組み

障がい者施策だけではなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策等と連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。本計画の円滑な推進のため、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて「我が事・丸ごと」の地域づくりに向け検討を進めます。

障がい福祉計画等の 進捗管理

地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者等で構成される「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

自立支援協議会の定例部会と連携する会議体を設け、本計画で掲げた重点課題等を分会で審議し、“PDCAサイクル”の考え方に基づき、進捗管理を実施していきます。

◎想定される、新たな自立支援協議会

1. 当事者部会

1-1 大人の発達障がい会議（新規）

1-2 グループホーム会議（組み込み）

2. 障がい児部会

2-1 重症心身障がい・医療的ケア会議（新規）

2-2 児童発達支援事業会議（新規）

2-3 放課後等デイサービス会議（組み込み）

3. 就労支援部会

3-1 就労移行・就労定着会議（組み込み）

4. 権利擁護部会

5. 相談支援部会

5-1 障がい児相談支援会議（新規）

5-2 地域移行支援連絡会議（新規）

6. 高次脳機能障がい部会